

県立近代美術館における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策マニュアル

令和2年6月2日策定

令和2年6月19日改定

令和2年8月28日改定

令和2年10月9日改定

令和3年1月8日改定

令和3年3月25日改定

令和3年10月20日改定

令和4年10月26日改定

1 総論

- 正しいマスクの着用（対人距離を確保でき、会話をほとんど行わない場合を除き、着用する）（同等の感染防止対策も可）、こまめな手洗い・手指消毒を徹底する。
- 人との接触を避け、人と人が密にならない程度の対人距離を確保する。
- 席配置を工夫し、対人距離を確保する。
- 施設の定期的な消毒、適切な換気を実施する。
- 展示空間の状況等に応じて入館人数を設定のうえ、必要に応じて入館を制限するなど、来館者が密にならないよう対応する。
- 発熱（37.5℃以上又は平熱と比べて高い発熱がある）、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方の入館を制限し、来館を控えるようあらかじめ周知する。
- 団体での利用については、基本的な感染防止対策を徹底して実施する。
- 講座等については、人が密集しないよう事前予約制とするなど、基本的な感染防止対策を徹底して実施する。
- 事業者等の入館者に対しても、基本的な感染防止対策を徹底するよう求める。
- 感染発生が確認された場合は、行政機関による調査に協力する。
- 感染拡大等により、県立近代美術館の業務等に影響が生じるおそれがある場合は、教育局等と協議して、必要な対応を図る。

2 来館者の安全確保のために実施すること

○ 入館時

- ・ 来館者に、来館前に健康状態の確認と検温を行うことを促し、発熱（37.5℃以上又は平熱と比べて高い発熱がある）、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方は入館しないよう呼びかける。
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある方などは、該当期間は入館を控えていただくよう掲示する。
- ・ 正しいマスクの着用、こまめな手洗い・手指消毒の徹底を要請する。
- ・ パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず、据え置き式とする。

○ 閲覧・観覧時

- ・ フロアマーカ―等の設置等の工夫を行い、来館者同士の密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保するよう呼びかける。
- ・ マスクの着用状況が確認できるようにするとともに、対人距離を確保でき、会話をほとんど行わない場合を除き、個別に着用をお願いする。
- ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う。
- ・ 展示室等、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ 分散しての鑑賞を呼びかける。
- ・ 鑑賞ルールを掲示し、作品に触って鑑賞することが必要な展示等を行う場合には、鑑賞者への手指消毒の実施や作品の消毒等の管理を徹底する。
- ・ 展示室での会話の自粛をお願いする。
- ・ 感染のおそれがある来館者には、他の者と接触しない場所で休養いただき退館を依頼する。症状が重篤な場合は、救急車が到着するまで、他の者と接触しないよう救護室の利用を案内する。

3 施設管理

○ 館内

- ・ 入口及び施設内の必要な場所に手指の消毒設備を設置する。
- ・ 換気を適切に実施する。
- ・ 他者と共有する物品や手が触れる高頻度接触部位を特定し、こまめに消毒する。
高頻度接触部位：
テーブル、筆記具、ドアノブ、電気機器のスイッチ・操作ボタン、電話、キーボード、レジ、コイントレー、蛇口、販売物配架什器、手すり、エレベーターのボタン、駐車場操作機器ボタンなど

○ 受付等

- ・ 受付やカウンター等に列ができる場合は、マーカ―の設置等により密にならない程度の十分な間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫する。
- ・ 受付やカウンター等、人と人が対面する場所は、身体的な距離を確保できない場合は必要に応じてアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ 現金授受の際は、直接手渡しは避ける。

○ ロビー、休憩スペース

（屋内）【葉山エントランス、展示ロビー、別館エントランス、2F ロビー】

- ・ 椅子、ベンチの使用可能箇所の間隔をあける。
- ・ テーブル、椅子等、共用物品を定期的に消毒する。
- ・ 常時換気を行う。

（屋外）【葉山・中庭、ベンチ、あずまや 別館・御影石ベンチ】

- ・ テーブル、椅子等、共用物品を定期的に消毒する。

○ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、定期的に清拭消毒する。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

○ ゴミ処理、清掃・消毒

- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミや、使用済みのマスク、手袋は別処理とする。
- ・ 清掃やゴミを回収する者は、マスク、手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、石鹸と流水で手を洗淨する。
- ・ 通常の清掃後、不特定多数が触れる箇所を開館前、閉館後に清拭消毒する。

○ その他

- ・ レストラン、ミュージアムショップ等は、事業者等と連携の上、本ガイドラインと同等の対策を行う。

4 従事者の安全確保のために実施すること

○ 始業時

- ・ 出勤前に自宅で検温し、体調管理を徹底する。
- ・ 発熱（37.5℃以上又は平熱と比べて高い発熱がある）や息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、出勤を控え自宅で待機する。
- ・ 手洗い、うがい、マスクの常時着用を徹底する。

○ 開館中

- ・ 事務室等、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ もぎり、監視の職員はマスクと手袋を常時着用する。

○ 閉館時

- ・ ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。

○ その他

- ・ 出勤体制等については、施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、業務のローテーションを調整する。
- ・ 休憩時間に食事をする際にはなるべく向かい合わないように座る。また、食事中等、マスクを着用していない場合には会話を控える。
- ・ 休息スペースは常時換気する。

5 広報・周知

- ホームページ等により、入館上限人数を設けることや、発熱（37.5℃以上又は平熱と比べて高い発熱がある）、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある方、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある方などは、該当期間は来館を控えていただくよう周知する。
- 入口や館内の掲示等により、正しいマスクの着用、こまめな手洗い・手指消毒の徹底を、来館者に対し周知する。

6 その他

○ リスク評価

- ・ 施設の構造及び設備、そのほか来館者の動向などから施設のリスク評価を行い、感染予防対策を実施する。